

被告人宮崎を除くその余の被告人につき

昭和五四年三月一九日宣告 裁判所書記官 小倉 潔

被告人宮崎につき

昭和五四年三月二七日宣告 裁判所書記官 小倉 潔

昭和四七年(わ)第二四七七号、同第二四七八号、同第

二四七九号、同第二五一九号、同第二五二〇号、同四九

年(わ)第五六号

判決

本籍 愛知県

住居 大阪市西成区萩之茶屋三丁目

日雇労働者

水野 照明

昭和二四年一月八日生

本籍 大阪府

住居 大阪市西成区萩之茶屋一丁目

日雇労働者

西原 功

昭和二六年六月一〇日生

本籍 宮崎県

住居 大阪市西成区萩之茶屋一丁目

日雇労働者

持 永 隆 志

昭和一五年一〇月二四日生

本籍 北九州市

住居 和歌山県

日雇労働者

宮崎 庄 壽

昭和一六年六月二八日生

本籍 大阪市

住居 大阪市西成区萩之茶屋一丁目

日雇労働者

妹 尾 美喜夫

昭和二四年一月三日生

本籍 不詳

住居 大阪市西成区萩之茶屋一丁目

日雇労働者

自称 永 島 高 志

昭和二三年六月六日生

被告人等に対する傷害被告事件につき当裁判所は檢察官曾根正行出席のうえ審理を遂げ、次のとおり判決する。

主 文

被告人等六名をそれぞれ懲役三月に処する。

この裁判の確定した日から一年間それぞれの右刑の執行を猶予する。

訴訟費用中証人滝川輝夫、同吉田幸弘に支給した分は被告人水野照明、同西原功、同持永隆志、同妹尾美喜夫、同永島高志の、証人向井健男、同原一に各支給した分は被告人水野照明、同西原功、同妹尾美喜夫、同永島高志の、その余の訴訟費用は全部被告人等六名の、それぞれ連帯負担とする。

理 由

(犯行に至る経緯等)

被告人持永、同水野、同西原、同妹尾は昭和四六年ころ、大阪市西成区のいわゆる釜ヶ崎地区における唯一の労働組合であつた全港湾労働組合関西地方本部建設支部西成分会の組合員であつたが、同組合が釜ヶ崎の労働者の労働問題を専ら大阪府、大阪市当局における労働、福祉行政を通じて福祉政策の改善に訴えて行く方針をとろうとするのにあきたらずに、そのころこれを脱退し、翌四七年四月ころ、右被告人等を中心に「釜ヶ崎医療を考える会」、「日中友好協会西成支部」、「釜ヶ崎映画の会」等いずれも何らかの形で釜ヶ崎の労働者の救援や地位の向上等に努める活動に参加していた者達が、被告人

水野の呼びかけで集り、大阪市西成区東田町四三番地井伊アパートに共同の連絡事務所を設けて「野鳥の会」と称し被告人宮崎、同永島等もここに出入していた。

そして、右会の結成後間もなく、被告人等を含めて船本州治ら右会に出入していた者達は、現場闘争と称して、当時大阪市西成区西入船町三番地あいりん総合センター(以下センターと略称)へ求人に来る者のうち、手配師と呼ばれている人夫出しの仕事をしている業者の所へ求めて雇傭されて行き、いわゆるピンハネを指摘して元請けの支給する賃金と同一額の賃金の要求をしたり、或は、労働条件が雇傭される時示された条件と異なる場合には、徹底的にこれに抗議する等して、釜ヶ崎における日雇労働者の雇傭条件の改善や地位の向上をはかる運動を展開しようとし、

その手初めとして同年五月二五日新井組に雇傭されて行つた際、国分寛、橋野勲等は右条件違反を理由に就労を拒否する等して同組を困惑させ紛議を起し、

ついで翌二六日には、被告人等および被告人等に同調していた前記船本や橋野、国分は、そのころ暴力手配師といわれて評判の悪かつた鈴木建設興業株式会社(代表取締役鈴木正九郎(当時三八才))へ雇われてゆき、大

阪市東住吉区杭全町一七三番地の同会社の事務所において、当日は求人前提となるべき賃金、失業保険、労働時間、現場の内容等を明記して提出すべき求人票が西成労働福祉センターに提出されていないとか、或いは、当日は就労先は「市内」として求人したにも拘らず、実際仕事先の割りふりをうけると奈良市内へ出むかねばならぬ者もあつたところから、右は求人条件に違反する等といつて抗議したが、その場合は鈴木正九郎の説得を容れて一旦はそれぞれ仕事先へむかつたものの被告人水野、同西原等は出先で再度労働条件違反を指摘して同被告人らの要求を認めさせ、又橋野、国分においては、就労先へ向う途上姿をくましましたりした。

鈴木正九郎（以下正九郎と略称。）は暴力団淡熊会系鈴木組組長であり、昭和三五年ころ鈴木組を設立して、大阪市東住吉区杭全町一七三番地に事務所や飯場を設けて土木請負業を初め、かたわら人夫出しを行つていた者であり、その後同四二年ころ右を法人組織として前記鈴木建設興業株式会社（通称鈴木組と称していた）にすると共にセンターに求人に来る手配師の中心的存在として、その親睦会の初代会長を勤め、又センターにおける就労正常化指導員として府から委嘱をうけ、センターのシャ

ッターの開閉や求人車や求人場所の指定等の仕事を行つていた。

正九郎は二五日の新井組の一件の顛末を同組の責任者から聞いて知つていたものの、前記のように二六日自らが直接抗議をうけて仕事が目滑に進まなくなると不平の気持が強まり、西成署の防犯コーナーへ出むき事情を説明し、暴動の引金になりかねないといつて警備の要請をしたりしたが、一方では同日夕刻輩下の数名の者が、センターの閉鎖に出むいた際に、同所で同日の朝就労を拒否して姿をくましました橋野勲を捕えて杭全町の事務所に拉致して来たのを幸として、韓誠等と共に木刀で同人を殴る、蹴る等したうえ「野鳥の会」の実体、同会の活動家の氏名やその住居等を聞き出したうえ、これを録音にとり、解放する際同対し、「明日、今朝働きに来た連中を皆連れて謝りに来い。もし来なければ一人一人捕えてかたわにして生駒の山へ捨ててやる。」等と言つて脅迫した。

その後正九郎は、被告人等による今後の手配師への営業妨害を避ける為には、この際、同会グループの者を一人でも二人でも捕えて謝罪させる等して、いわゆる「けじめ」をとつておこうと考え、その旨輩下の藤本強らに

指示したため、同人等は、翌二七日朝センターにおいて被告人水野を数人がかりで捕えて自動車に乗せようとしたが、周囲にいた労働者が危く救出したという出来事があつた。そしてこの事は先制攻撃を加えねばならぬという正九郎の考えを更に強くし、同日夕刻同人は木刀や木の棒等を藤本等一〇名位の輩下に用意させて三台くらいの自動車に積ませ、それを使つて痛めつけてでも良いから「野鳥の会」の連中を連れて来るよう命じ、同夜それが功を奏しないと、更に二八日早朝同様にして輩下を出勤させるべく事務所に集合させるに至つた。

被告人西原、同持永、同宮崎等は、二六日夜鎌田アパートの右西原の部屋で、解放されて来た橋野から前記の出来事を聞くにおよんで、今後の方針を検討するために集会を持つと同志と連絡をとりあい、翌二七日午後六日ころ前記東田町の「野鳥の会」事務所で集会を開いた。

被告人等六名の他橋野、国分、船本および池内正憲等合計二五、六名の者がこれに出席したが、被告人持永が司会者となつて、橋野および被告人水野の身に起きた一件や一兩日中の鈴木組の者の不穏な動きを報告し、参加者が互に話合つて、結局この際鈴木組を徹底的に糾弾せねばならぬということで意見が一致した。

そしてその具体的方法として、翌二八日早朝センターで、一般労働者にビラを配つて、前記橋野等の一件の顛末を知らせると共に、鈴木組をセンターから追放することを訴え、同時に同所で、正九郎をはじめとして同組の者に抗議することにし、

その際暴力団関係者である正九郎やその輩下が木刀等の凶器を持つて強硬な態度に出ることも予想されるところから、各自仕事に出かける際用意するシノやトンカチ等の道具を持つて行くことにし、

二八日午前五時三〇分に一旦四条ヶ辻公園に集合して一団となつてセンターに行くことにし、

もつて正九郎等の出方如何によつては右道具を使用しでも正九郎をはじめとして鈴木組関係者に抗議することとをとりきめた。

(罪となるべき事実)

被告人等六名は、橋野勲、国分寛他二〇数名の者と共に昭和四七年五月二八日午前六時ころ、前夜のとりきめに従つてそれぞれトンカチ、シノ、棒などを所持して大阪市西成区東四条一丁目一〇番地四条ヶ辻公園に集合し、ハンドマイクを持つた被告人西原の指揮の下に一団とな

つて、午前六時過去ころ同公園を出発して約八〇メートル離れたセンターへ向かい、同所南西入口から入り、

当時約一〇〇〇人位の労働者が集合していた同所一階寄り場を、被告人妹尾等一〇名位の者が「鈴木組の暴力支配を許さないぞ」等と同組を糾弾する趣旨の内容を記載したビラを周囲の労働者に配付しながら、南北に約一六〇メートルある同寄り場を南から北へ向かつて一団となつて進行し、同所の北西部隅の日頃鈴木組が求人用のマイクロバスを置いている場所付近にさしかかったところ、同所で正九郎が求人をしているのを見かけるや止まり、被告人西原において所携のハンドマイクを使用して周りの労働者等に対し、「鈴木組を叩きつぶせ」とか「鈴木組のような暴力飯場をつぶせ」等と演説をはじめめるや、

これを見て激昂した正九郎が、同所付近に停めてあった自己の乗用自動車の中から、既に準備していたつるはしの柄や木刀、木の棒等数本をとり出し、これらを付近にいた自己の輩下に手渡し、自らは、右つるはしの柄を持ち、これを振り上げて演説している被告人西原に殴りかかり、

同被告人がハンドマイクでこれを受け止めたのを機に、

同被告人を中心に付近に集つていたその余の被告人等五名と橋野、国分、分離前の相被告人塚崎秀雄等約二〇〇名位の労働者が、「おおやるぞ」等と呼応して一挙に意思相通じさせて共謀し、

被告人西原において他の仲間と共に正九郎から右つるはしの柄を取り上げ、更に「あやまれ」等と怒号しながら、その胸倉を掴んで前後にゆさぶり、被告人水野において、正九郎を背中から羽がいじめにし、更に手拳で殴打する等し、被告人持永および国分寛においてそれぞれトンカチで正九郎の頭部付近を殴打する等し、又前記塚崎秀雄において左手手拳で正九郎の顔面を殴打する等して、こもこも一勢に正九郎の頭部、顔面、胸部、足部、腕等全身を殴る蹴る等して袋叩きにしたうえ、血まみれの同人を上下座させて謝罪させる等の暴行を加え、もつて同人に対し加療約二週間を要する頭部、右耳介部挫創、顔面挫傷、皮下血腫、前胸部、右大腿部挫傷の傷害を負わせたものである。

(証拠の標目)

一、被告人持永隆志、同水野照明、同西原功、同妹尾美喜夫、同永島高志の当公判廷における各供述

一、第四七回公判調書中の被告人持永隆志の（被告人宮崎庄壽について）、第四九回公判調書中の被告人妹尾美喜夫の（被告人水野照明、同西原功、同持永隆志、同宮崎庄壽について）、第五〇回公判調書中の被告人水野照明の（被告人宮崎庄壽について）、第五一回公判調書中の被告人永島高志の（被告人持永隆志、同宮崎庄壽について）および第五三回公判調書中の被告人西原功の（被告人持永隆志について）各供述部分

一、第一二回公判調書中の証人鈴木正六、第一五回公判調書中の証人鈴木正九郎、第二七回公判調書中の証人原正一、同向井健男、第三〇回公判調書中の証人松縄勉、第三一回公判調書中の証人吉田幸弘、第三二回公判調書中の証人滝川輝夫、第三三回公判調書中の証人塚崎秀雄（被告人西原功について）、第三五回（被告人水野照明、同宮崎庄壽、同永島高志について）、第三六回（被告人西原功、同持永隆志、同妹尾美喜夫、同永島高志について）第三七回（被告人水野照明、同西原功、同宮崎庄壽、同妹尾美喜夫、同永島高志について）各公判調書中の証人橋野勲および第三九回公判調書中の証人田中寛（被告人水野照明、同西原功、同持永隆志、同永島高志について）の各供述部分

一、第一二回公判調書中の証人鈴木正六、第一五回公判調書中の証人鈴木正九郎、第二七回公判調書中の証人原正一、同向井健男、第三〇回公判調書中の証人松縄勉、第三一回公判調書中の証人吉田幸弘、第三二回公判調書中の証人滝川輝夫、第三三回公判調書中の証人塚崎秀雄（被告人西原功について）、第三五回（被告人水野照明、同宮崎庄壽、同永島高志について）、第三六回（被告人西原功、同持永隆志、同妹尾美喜夫、同永島高志について）、第三七回（被告人水野照明、同西原功、同宮崎庄壽、同妹尾美喜夫、同永島高志について）各公判調書中の証人橋野勲および第三九回公判調書中の証人田中寛（被告人水野照明、同西原功、同持永隆志、同永島高志について）の各供述部分

一、証人塚崎秀雄（被告人水野照明、同持永隆志、同宮崎庄壽、同妹尾美喜夫、同永島高志について）、証人橋野勲（第三五回公判期日におけるものは被告人西原功、同持永隆志、同妹尾美喜夫について、第三六回公判期日におけるものは被告人水野照明、同宮崎庄壽について、第三七回公判期日におけるものは被告人持永隆志について）、証人田中寛（被告人宮崎庄壽、同妹尾美喜夫について）の裁判所の各尋問調書

一、滝川輝夫、吉田幸弘、塚崎秀雄（贖本）、橋野勲および国分寛の検察官に対する各供述調書

一、鈴木正九郎の司法警察員に対する昭和四七年六月六日付（二通、但し八枚のものは抄本）、同年七月三日付（写し）および検察官に対する同月五日付（抄本）、同月九日付（贖本）各供述調書

一、西村忠泰の司法警察員および検察官に対する同月五日付（抄本）、同月九日付（贖本）各供述調書

一、司法警察員作成の各実況見分調書

一、司法警察員作成の昭和四七年六月八日付および同月二九日付各捜査報告書

一、早石誠作成の診断書

一、「鈴木組の暴力支配を許さないぞ」と題するビラ

（確定裁判）

被告人西原功は昭和五三年三月二四日大阪地方裁判所で恐喝罪により懲役八月、執行猶予二年間に処せられ、右裁判は同年四月八日確定したものであって、この事実 は前科調書および検察事務官作成の判決書贖本によつてこれを認める。

（法令の適用）

被告人等の判示各所為は、行為時には刑法二〇四条、昭和四七年六月一二日法律六一号による改正前の罰金等臨時措置法三条一項一号に、裁判時には刑法二〇四条、罰金等臨時措置法三条一項一号に各該当するところ、犯罪後の法律により刑の変更のあつたときに当たるとして、刑法六条、十条により軽い行為時法の刑によることとし、所定刑中いずれも懲役刑を選択し、なお被告人西原功については、右は前記確定裁判のあつた恐喝罪と同法四五条後段の併合罪なので、同法五〇条によりまだ裁判を経ない本件傷害罪について更に処断することとするが、

本件犯行は釜ヶ崎地区労働者の地位の向上に取組んでいる被告人等が、現場闘争と称して行つた手配師への抗議運動が発端となつて起きたものであるが、

被害者である正九郎の側には、日頃の釜ヶ崎における労働者の雇傭姿勢や、判示認定のように五月二六日橋野勲を拉致して暴行を加えたのを始めとして、同月二七日夕刻から翌二八日早朝にかけて、輩下を使い、実力をもつて被告人らの運動を押さえ込むべく、「野鳥の会」の

メンバーを一人でも二人でも拉致して謝罪させようと考え、現実に被告人水野を拉致しようとするなど暴力を伴う不穏な行動をとり、それらが結果的に被告人らをして、鈴木組との対決もやむなしと決断させるに至つたこと、

さらに正九郎自身判示認定のように、扇動され易い多衆労働者の中で被告人西原よりマイクで抗議を受けるや、これに憤激し、いきなりつるはしの柄で同被告人に殴りかゝる舉に出たことが本件の直接の契機となつたことを考えると、正九郎の側における落度は決して少ないものではない。

しかし被告人等としても、多衆労働者のひしめいていゝるセンター寄り場で、鈴木組に抗議する内容のビラを配付するにとどまらず、正九郎の面前でマイクを使用していわゆるアジ演説を始めて、同人を刺激し、挑発する結果ともなる行動に出れば、扇動され易い労働者をまきこんで暴動ないしそれに類する状態を惹起することは容易に予測できたに拘らず、あえてアジ演説を始めて正九郎を刺激する行動に出たため、同人より先制の一撃が加えられたとはいへ、これを契機として同人が被告人等を含

む多数労働者のため袋叩きにあい、その頭部に七針も縫合するほどの思い傷害を負うに至つたこと、

さらに被告人らに扇動された分離前の相被告人上木俊市や同塚崎秀雄等を含む多数の労働者をして正九郎の自動車を損壊させたり、あるいはこの騒ぎを治めるべく出動した警察官の職務の執行を妨害させるなど別の犯罪を敢行させる誘因を作出した責任も無視することはできない。

よつて前記所定刑期の範囲内で被告人等をそれぞれ懲役三月に処することとするが、前記のとおり正九郎の側にもおおいに反省すべき事情が存したことや被告人等と終始行動を共にして本件犯行に加担していたにも拘らず黙否権を行使せず、に事実を供述した橋野勲や国分寛が訴追されなかつたのに対し、犯行を黙否ないし否認した被告人等のみ起訴されたことについて、被告人等が本件について持つてゐる払拭しきれない不愉快な気持も理解しうることなどの情状を考慮して同法二五条一項を適用し、ていずれもこの裁判の確定した日から一年間右刑の執行を猶予することとし、訴訟費用については刑事訴訟法一

八二条を適用してそれぞれ主文掲記のとおり負担させる
こととして主文のとおり判決する。

和五四年三月二七日

大阪地方裁判所第六刑事部

(三四頁より)が、運営はセンター理事がするのです。

組合 センターが過去に法律を守らない業者を紹介
停止にしたことがあるか。

府 センターに聞いて下さい。団体交渉をあっせん
します。

組合 センターに聞いているのではない。労働行政
の責任者の府に聞いているのだ。

府 知りません。

——ここでざわさわわ ふんがいの声あり——

組合 釜ヶ崎の労働行政の責任者が知らないとは無
責任すぎるぞ。賃金不払や労災不適用など釜ヶ崎には
多発している。それは基準局のやることです。紹介停
止はセンターがやることですと逃げるが、原因はすべ
て労働行政の問題ではないか。もちよつとしゃんとせ

裁判長裁判官 重 富 純 和
裁判官笹本淳子及び同竹中邦夫は転任のため署名押印
できない。

裁判長裁判官 重 富 純 和

んか。

府 無言。

組合 西成のセンターは財団法人で立入調査権もな
し、行政官庁のような権限は何一つもってない。こ
う問題は当然権限を持っている行政が取組まなけれ
ばならない。権限がなくできるはずがないのにやらせ
るといっても無理です。大阪府の論理は無茶苦茶では
ないか。あなたはセンターをつぶせといっているの
ですか、どつちなのですか？

府 無言で返事なし。

関西救援センター 第一〇号より転載

(一九七一年一月号)

一五頁から二四頁、そして五五頁へと三頁に渡り続き。

五・二八釜ヶ崎事件公判冒頭所信表明

持永 隆志

この高度成長をほこる資本主義国日本において、人間が、餓えと寒さにふるえながら、医者にかかることもなく、死んでゆくことが現実にある。

しかも、わずか〇・七平方kmのゲットーの中で一年間に三〇〇名以上の労働者たちが……人はこれを行路病死と言う。

戦後広大な植民地を失った日本資本主義は国内に植民地を創りだし、膨大な下層人民の血と汗と屍を食らいつづけながら、彼等ブルジョアジーのみの高度成長をなしとげてきた。政府の一貫した農漁村荒廃政策、中小企業切りすて合理化政策の展開過程の中で、農民は土地を奪われ、漁民は沿岸漁場を、労働者は職場を奪われ、家庭を解体されて、大都市に追い込まれた。

中でも最も重圧をうけた部分は、全ての人間関係を破壊され、全ての人間的属性を奪われて、流民となった。

これら労働者達が鉄鋼・機械・金属・化学等の下請、

建設・土木等の仕事を求めて流れ歩くうちに、大都市のここかしこに大きな奴隷市場が形成された。

これが釜ヶ崎であり、山谷であり、寿町等の日雇い労働者密集居住地域なのである。

就労・労働過程に対する暴力手配師の直接的暴力に支えられた徹底的な搾取収奪機構、ドヤ・食堂等の精巧に組み上げられた生活過程における収奪機構の中で、労働者たちは決して今日より明日の良くなることのない生活にあえぎ続けている。

*

*

*

釜ヶ崎の朝は早い。労働者たちは午前五時前から続々と、その日一日の買手を求めて奴隷市場である「あいりん労働福祉センター」いわゆるピンハネセンターに集まってくる。

この奴隷市場で労働者達を待っているのは、建設資本が作り出し、その有効性の故にその他の基幹産業にも導

入された重層的下請制度が生み出した、暴力手配師・人夫出しの集団である。

ここで手配師・人夫出しとは職安法において禁止されているところの有料職業紹介及び労働者供給事業のことである。

三六年暴動の大衆的高揚の中で暴力団山田組の釜ヶ崎における手配権の独占がくずれ、それ以後、手配師たちは個々に労働者に対する暴力支配を行ないながらも、手配師相互には競争する関係にあった。

だが四四年夏、一つの変化が起り始めた。北大阪千里ヶ丘で行なわれることになった万博の建設事業において、予想される労働賃金の高騰におそれなした建設大資本と職安当局は、釜ヶ崎に出入りしている手配師・人夫出しを集めて「あいりん建設業者親睦会」を結成させ、強力な低賃金協定を行った。

その結果、職安当局が公表しているように万博建設の人件費は、当初予算の三分の一の経費で工事は完了した。

この笑いの止まらない賃金協定の結果を見て、その他の手配師・人夫出しも続々と「あいりん建設業者親睦会」に加入し、ここに暴力団手配師・人夫出しの強力な連合権力が生まれた。

さらに、翌四五年一〇月、ピンハネセンター開設にあたって、釜ヶ崎における労働市場の管理に自信のなかった府労働部は、「毒をもって毒を制する」と公言し、暴力団連合「あいりん建設業者親睦会」の主だった者に対し、給料を支払って就労正常化指導員になつてもらい、暴力団にセンターの支配権をゆだねた。この傾向はすぐに他に波及し南大阪工業地帯の基幹産業に労働者を供給する部分は「製造運輸相互組合」を、飯場相手に労働者を売り込む手配師たちは「求人協力会」「親和会」を、それぞれ結成した。

* * *

釜ヶ崎労働者は、これら手配師・人夫出しが送り込む建設現場で、コンビナートで、港湾運送で、人のいやがる危険な重労働で、肉体と神経をすりへらしながら働いている。

尻をたたかれ、頭をおさえられる労働現場では、労働基準法はもとより、その他一切の労働関係法は釜ヶ崎労働者には適用されていないし、適用される場合でもすさまじいものである。たとえば、全産業の重大災害発生時の四〇%をひきおこす建設業の犠牲者の殆どは日雇い労働者であり、その死んだ労働者の遺族が受取る一時金は、

日給二五〇〇円の場合四三万八千円であり、年金で受取る場合は一二万円である。それももらえれば良い方で、どこの現場でも労働者名簿も、賃金台帳もなく、身元確認もできないまま、命の代金の殆どは国庫が飲み込んでしまうのである。

暴力手配師などによる暴行・賃金不払い・労働条件違反は枚挙にいとまがない。

手配師が口でできるめ、ウソで固めて連れてゆく飯場では、給料前になると親父のイチビリが激しくなる。

気の弱い労働者は、給料前に飯場を逃げ出してくる。

下手にさからえば、岡山であつた事件のように、なぐり殺され、針金でしばられて重しをつけて海へ放り込まれることになる。釜ヶ崎では「生駒山に連れてゆくぞ」という言葉が、手配師のおどし文句として通っている。殺してうめるといふのだ……。

*

*

*

苛酷であるのは労働過程ばかりでなく、釜ヶ崎労働者の生活過程も、ドヤ・食堂等の釜ヶ崎悪徳商人によつて骨の髄までしぼりあげられるようになっていく。

ドヤと呼ばれる簡易宿泊所は二三〇あり、たたみ一枚の広さのカンオケ型で一泊三五〇円平均である。ひとつ

残らず完全に建築基準法違反であり、殆どが消防法違反であり、多数の無許可営業があるにもかかわらず、行政当局は何ら手を打とうとしない。宝木ホテルで四人の労働者が焼き殺されたのも、まだ記憶に新しいことである。これらブレーキのきかない車に等しい危険なドヤの名前を公表するように行政当局に要求しても、ここ数年來「指導中であるのでその必要はない」という人を食べた返事が返ってくるだけである。

雨が續いたりして一日でも家賃が払えないと、管理人は荷物を路上に放りなげて労働者をケリ出すのである。そこには雨が降っていようと、凍てつくような寒さの夜であろうと問題外なのである。

居住形態上、外食を余儀なくされる。食堂は不衛生・不親切で高く、社会医療センターの本田氏の調査によると、労働者達の平均摂取カロリーは一日一五〇〇カロリーしかないという結果が出ている。

仕事にアブレ続け、売れるものは血までも売りつくして、無一文になって腹をすかせた労働者が食いにげでもしようものなら、食堂の親父・地回りヤクザに文字通り半殺しにされて、路上にころがされるのである。(パンクの件)

一日がかりでボロボロにされた身体と神経とをいやそうとする労働者の為のおぜん立てもちゃんとそろっている。酒とギャンブルである。

酒屋では生産地で火が入って商品にならない火酒が、ヤミルートで流れてくる。これは私の友人が一時酒屋で働いた時の話であるが、閉店した後で、水と合成酒を使って釜ヶ崎ブレンドの二級酒が作られていると言う。

出玉率が悪く労働者のうらみを買っているパチンコ屋も北や南よりたくさんあり、西成署横の三角公園では、西成署公認の競輪トバクが白昼堂々と公園を占拠している。夜はそこでサイコロトバクが開帳され、正規の許可を得た労働者の催しものにも「商売上つたりだ」となぐり込む現状である。

* * *

この徹底した搾取・収奪機構である釜ヶ崎システムの
中で、行政当局である大阪府・大阪市は相互に責任をな
すりつけあっている。

労働行政の責任者である府労働部は、元請資本に従属し、暴力団の恫喝に屈服し、無能無為徒食を続けている。
民生福祉対策の元締めである市民生局は、釜ヶ崎悪徳
商人の八つの業種別組合の言いなりになっている。

三六年度大暴動のあとで、国段階で一六億円の予算で杭打ち工事まで進んだ日雇・単身者用公営住宅建設もドヤ組合と一緒にブチこわしたのである。

日本最大の警察署であり、奈良県警以上の署員をようする西成警察の果している役割は、限らない非人間化に對して異議申し立てをする労働者の言葉と行動を圧殺することだけである。ピンハネセンターにおける暴力団を黙認し、パトロールの警官は行路病者をまたいで通り、労働争議に介入し、これらに抗議する労働者を泥酔保護と称してトラ箱にたたき込み、ヤキを入れるのである。

この無差別テロ・リンチは、年末年始の仕事のない期間に集中する餓死者・凍死者・行路病死者をなくすために、労働者自身でこの三年間、炊きだし・医療・宿泊あつせんを行っている越冬対策実行委員会の夜回り隊に對してさえも行われたのである。

* * *

以上のべた、完成された人間圧搾機構釜ヶ崎システムに投入された人間が、どのようなかを話したいと思う。

ブルジョアジーやプチブルや事務労働者に比べて、肉体労働者の平均寿命は短い。それにもまして苛酷な条件

のもとにおかれた釜ヶ崎の労働者は、早く年老いてゆく。しかし、彼等はまだ生きており、今は死者たちのことを語ろう。

釜ヶ崎労働者のうちで果たして何人が自然死を迎えることができるであろうか。それは殆どないと断言してもよい。俺もこの仲間達も全て、労働現場で殺されるのか、野たれ死ぬのである。

一つの例をのべよう。去年の末、釜ヶ崎の西北にある出城公園で、一人の労働者が野たれ死んだ。凍てつくような冬の朝に、午前五時から人買い市場に老軀をさらしながら、幾日も仕事にありつけず無一文になった彼は、消化すべき一片の食物も入っていない胃のふをかかえて、折からの寒波の中を寝場所を探してこの公園にたどりつき、「空室あり」と冷やかに輝くドヤのネオンサインを見ながら、明日こそは仕事にありつけることを念じつつ、彼は眠りについてそのまま再び眼をさまたなかった。

通行人が彼を見つけた時、彼は無残に体中を野犬に食い荒らされ、車にひかれ、ただの肉片になってしまっていた。ポロポロになった彼の上着のポケットからは、彼が唯一望みをたくしていた、しかし、現実には何の役にも立たなかった職安発行の労働手帳が大切に紙に包まれ

て出て来た。これだけが、彼のたった一つの所持品であったのだ。

彼のように餓えて凍え医者にかかれずに死んで行く労働者だけでも、最初に述べた如く年間三〇〇名を越えるのだ。そして、それでもなお彼等の受難は終らないのだ。全国的な研究解剖用遺体不足の中で唯一自己需要を満たしたうえ、遠く九大医学部まで一体一百万の正札をつけて送り届ける。大阪大学の医学部の固いビニールベッドの上で、生きてあるとき決つてその恩恵に浴することのなかった現代医学進歩のために、その屍を切りきざまれるのだ。

そして無縁墓地に投げ込まれ、彼の肉体はやっと地上から消える。安住の地を持たない彼の魂は、我々の頭上を飛びかい、残された我々に向つて「自己の義務を果たせ！」と叫び続けている。

これこそ釜ヶ崎労働者三万の、そして我々の今日の現実であり、明日の姿なのだ。

*

*

*

諸君に尋ねたい。人間がこれ程まで非人間化され、侮辱されてよいものか。我々は断じてこれを許さない。

我々は人間であり、人間として生きる固有の権利を持

つてゐる。問題は、権利に力をとりもどすことである。
太陽のない街と言われ、労働運動の暗い谷間と言われ
た釜ヶ崎にも、労働者が団結して奪れた一切のものを奪
い返す運動が開始された。

言うまでもなく、日本には三五〇〇万人の賃金労働者
がおり、一〇〇〇万人は労働組合に組織されており、残
りの二五〇〇万人は未組織である。この未組織の二五〇
〇万人は終身雇用と年功賃金の外で骨の髄までしゃぶら
れ、二重構造の下部に呻吟し続けてきた。

釜ヶ崎労働者は二五〇〇万下層労働者の象徴であり、
現代のスパルタクスである。腐れはてたこの社会によつ
て生み出された我々は、下品でゲタモノじみた自らの存
在そのものを逆手にとって、奴隷を奴隷の運動と深く決
別して我々の闘いを押し進める。まさしく特殊の中に普
遍性があるのだ。

闘いは始まったばかりであるが志を同じくする兄弟た
ちは、しっかりと隊伍をくみ自己に課せられた義務を果
たし続けるであろう。

自由をかちとるために行進する兄弟が自己と共に存在
するとき、人間はあえて捨て石となつて濠に身を投じ、
道を作ることをも辞さないのだ。

我々は今ここに、暴力をもって正義に替へとする奴ら
によつて告発されている。

我々が告発されたのは、釜ヶ崎労働者に、人間として、
労働者として、生きる権利があると叫んだ為である。

この問題に関しては裁判官とも原告ともなりえぬ人々、
すなわち、我々の労働者兄弟諸君に對してしか答える必
要はないし、我々はそうするのである。

この席から我々は一切の眞実を兄弟たちの前に明らか
にし、我々の告訴状を投げつけるであらう。

告発者の役割は抑圧された者にのみふさわしいもので
ある。

とまれ、我々はこの部屋で行なわれる一切のことを、
人民とその歴史の審判にゆだねるつもりであり、検察官、
裁判官諸氏にも、諸氏のおわされる役割の何たるかを十
分に心得るだけの勇気を要求したいと考える。

最後に、我々の法廷活動が阻害されないために、我々
に机・イス・書記一名・テープを要求する。

注：全ての資料中の表記の不統一・誤字などは原文のま
まとした。船本洲治氏の氏名についても不統一であった。

起訴状

拘留中

左記被告事件につき公訴を提起する。

昭和四七年六月三日

大阪地方検察庁

検察官 検事

辻本三代太郎

大阪地方裁判所殿

本籍 大阪市西成区海道町：

住居 不定

職業 日雇人夫

氏名 ○川○吉

年令 昭和一七年二月三日生（二十九歳）

公訴事実

被告人は、昭和四七年五月二八日午後八時五八分ころ、大阪市西成区海道町一三番地付近道路路上において、同所周辺で不穏な動きを示している群衆の警備、犯罪の予防鎮圧などの職務に従事中的大阪府西成警察署直轄警ら隊河内小隊長河内純二指揮の一四名の警察官に対しサイド

一の空瓶一本を投げつけて暴行を加え、もって右警察官らの右職務の執行を妨害したものである。

罪名及び罰条

公務執行妨害

刑法第九五条第一項

求釈明書

被疑者 ○川○吉

右の者に対する公務執行妨害被告事件の起訴状の左記諸事項につき、検察官の釈明を求める。

昭和四七年七月五日

右弁護人 高階叙男

同 松本 剛

大阪地方裁判所第一六刑事部御中

釈明書

検察官 検事 諸岩龍左

（釈明要求事項）

第一、「不穏な動き」について

一、その具体的状況

（検察官の釈明）

路上で自動車が発火上っている状況下において、その周辺に三〇〇名乃至四〇〇名の群衆が蟬集し、喚声をあげ、移動しながら、警官隊に対し石・空瓶などを投てきしている状況である。

二、「不穩」の意味

現に犯罪を犯していること、又更に犯罪行為に發展するおそれのある状態のことを意味する。

三、右の「不穩な動き」に至った経過ないし原因立証段階において適宜明らかにする。

第二、群衆の警備・犯罪の予防・鎮圧などの職務について

一、右の「……など」とは他にも職務の存した意か。

検挙活動をも含む意である

二、右職務の法的根拠如何

警察法第二条ならびに警察官職務執行法第五条である。

供述 調書

〇川〇士口

三、右の「犯罪」とは何か

器物損壊・道路交通法違反、その他現に生じ、または前記状況下で生ずることあるべきあらゆる犯罪行為をいう。

第三、行為の客体について

一、サイダーの空瓶一本を投げるとの行為の客体は四名の警察官全員か、もししからずば行為の客体たる警察官を特定されたい

警察官全員である。

二、被告人と行為の客体たる警察官との距離如何約二〇メートルである。

一、右警察官らの当時の装備如何

警察官の制服・制帽・編上げ靴など着用し、警棒・拳銃を携帯していた。

：一つは、昭和三八年大阪簡裁で、窃盗罪で、懲役一年四月の判決を蒙り、次は、昭和四〇年に、これも大阪簡裁で、窃盗罪で懲役一年二月の判決を受け、次は、昭和四二年大阪地裁で、刃刀法違反で、懲役一年二月の判決を受けました。この、少年時代に、窃盗などで警察で

調べられ、中等少年院に入ったこともあります。
二、身上、経歴については警察でお話した通りです。

*
三、私は本年五月二八日、後で警官から聞いて知りました、午後八時五八分ころ、これも又、後で警官から聞いて知りました、大阪市西成区海道町一三番地通称三角公園北側の道路上で、群衆の整理や燃えている車の消火の仕事をしていた約二〇人位の機動隊の服をきて、戦闘帽をつけた警官めがけて、サイダー瓶やげんこつ位の大きさの石ころ二個位投げつけたことについてお話し致します。

*
四、私がおその日、警官めがけて石を投げつけました場所とその付近のその時の状況についてお話し致します。
三角公園の北東角から幅六、七メートル位の道路をへだてた北側には、伯馬屋酒店があり、その北側に名前は忘れましたが、畳屋、洋服屋、白木屋ホテル、日大パチンコ店の順に店屋が並んでいます。

これらの店屋の東側は、幅七、八メートル位の道路があり、道路の向う側には、南から、今宮診療所、今宮食堂、消防署、タバコ屋が並んでおります。

三角公園の北東角あたりに水銀灯があり、それから西側に約一〇メートル間隔ぐらいに水銀灯があります。それから、先程申しました畳屋の東側の道路上と、今宮食堂の西側道路上にも水銀灯があります。

私が警官めがけて石やサイダー瓶を投げたのは夜ですが、これらの水銀灯がついていたからだと思いますが、付近はかなり明るく、二〇メートルや三〇メートル位先にいる人ぐらいははっきりと分かりました。

詳しいことは、私が警察でお調べを受けたとき書いた図面がありますから、その図を見て下さい。

*
五、私は、西成で一〇年位前から住みつき、日雇の仕事をしています。

私は特に警察にうらみをもつということはありませんが、不満に思うことはあります。

といいますのは、今度のさわぎもその原因は、手配師などの業者から、私達労働者が殴られたりピンハネされたりしていることが原因なのです。

ところが、警察は騒ぎが起ってからそれを取締まりますが、手配師のピンハネや乱暴はいつこうなくなりません。

ですから、私達労働者から見ると、警察は何か手配師たち業者を助けて、私達の敵みに思えることがあります。

私は別に鈴木組などのせわにはなっていないませんが、仲間たちの話を聞いていますと、警察に不満をもつのです。騒ぎは業者と私達の間の問題ですから、警察が入ってこなくてもよいと思っておりました。

六、本年五月二八日の午後の騒ぎは、夜八時頃からはじまったと思います。私がつかりました午後八時五八分頃から、約十分位前から、騒ぎは、先程申しました日大パチンコ店の東側道路上に移りました。

そのあたりには数十人の群衆が「ワアワア」声を出しながら、日大パチンコ店のシャッターを足でけつたり、北の西成警察の方に投石をしたりしておりました。

そのころ私は、名前も顔も知らない男五人位と、日大パチンコ店の東側道路上に駐車してあった、白色のライトバンを、西側、つまり日大パチンコ店の方に横倒しにしました。そのうちの一人の男が車に火をつけましたが、私は小便がしたくなり、南側の三角公園の方に歩いてゆきました。ですから、車が燃え上がるのを見たのは、白

木屋ホテルの前あたりで、後ろをふりむいたときであります。

七、私は、三角公園の北東隅付近の道路で小便をして、日大パチンコ店の方を見ますと、先程私が横倒しにした車が燃え上がり、車の東横で、三人位の人が消化器で火を消しておりました。車の北側は、車が燃え上がっているため見えませんでしたので、そこに何人位の人が消火をしていたかは知りません。

消火をしていた人は、機動隊の腕章を腕にし、機動隊のナツパ服をきていましたので、機動隊員だということが分かりました。

今宮食堂の西側道路から消防署の西側道路上にかけても、二〇人位の警官がおりました。その人たちも、先程申しましたように、機動隊のナツパ服を着て、機動隊というマークの入った腕章をしていましたし、機動隊のマークの入ったちようちゃんをもっており、それらの人たちが機動隊員であることはよく分かりました。

それらの機動隊の人達は、消火をしている警官のところに、群衆がなだれ込んでくるのをふせぐために、群衆を南側、つまり三角公園の方におっぱらっているのだと

私は思いました。

警官に押された群衆は、約二〇〇人位もいたと思います。それらの群衆は、三角公園や、三角公園南側の南海電車天王寺線の線路の上あたりにおりました。

私は十数人の労務者と一緒になって、今宮診療所の東側の道路上あたりで、大人のげんこつ位の大きさの石ころを二個位、先程申しました、車の消火をしている機動隊員めがけて投げつけました。私の投げた石が、消火している機動隊員に命中したかどうかは、はっきり分りませんでしたが、車のすぐ近くに飛んだことは確かです。

私が石を投げた場所から機動隊員が消火している車の燃えているところまでの距離は、一三メートルか一四メートル位のものだと思います。直線で、私の投石をさえるものはその間に何もありませんでしたので、私の投げた石がそんなにはずれるものではありませんので、車や機動隊員に直接あたらなかったとしても、すぐ近くまで飛んだと思います。

*

*

*

八、私がこのようにして石を警官に投げていると、後ろの天王寺線の線路の方からも投石がありますので、私の近くにも石がとんできました。それで私は三角公園の

中に入り、そこでサイダーの瓶を一本拾いました。それは、警官めがけて投げつけてやろうと思って拾ったのです。そして、三角公園の東角のところまで出て、そこで大人のげんこつ位の大きさの石ころ二個を拾い、一個づつ右手に持って、上手投げのピッチャーのように上横から警官に向って投げつけました。

このときの警官は、先程も申しましたように、今宮食堂西側あたりで群衆を三角公園の方へ押しやり、交通の整理をしていた二〇人位の機動隊員です。石を投げてから、先程三角公園で拾ったサイダー瓶を、その警官らに向かつて投げつけました。

この時、本職は大阪地検、昭和四七年領第二六四〇号、符号一号、サイダー瓶一本を示した。

お示しのサイダー瓶は、私が警官にめがけて投げつけたサイダー瓶かどうか分りません。私が投げつけたのは、これ位の大きさのサイダー瓶であり、ヒノデサイダーという名前もその通りありましたが、このような瓶は投げますと破れてしまうと思いますので、この瓶が私が投げたものではないと思うのです。私はサイダー瓶の上部の細いところをにぎり、力一杯投げたのですから、その瓶がそのままの姿で残っているとは考えられないので

す。

私がサイダー瓶を投げたり、石を投げたりした所から機動隊員が交通整理をしているところまでは、約二〇メートル位離れているのですが、その間にはさえるものは何もありませんから、石やサイダー瓶はそれらの警官の付近にとびました。直接警官に当たったかどうかは、はっきりとしません。しかし、当らなかったとしても、何メートルも機動隊員からそれるといふことはないと思います。

九、私はこのように三回にわたって、石ころ四個、サイダー瓶一本を警官に向かって投げつけました。この私が投げつけた警官が、先程申しましたように、消火活動や、それを助けるために群衆を追ったり、群衆の整理の仕事をしている警官であることはよく分っていたのですが、先程も申しましたように、私も日頃から警察には不満に思っていましたので、その仕事のじゃまをしてやろうと思つて、石やサイダー瓶を投げたのです。

一〇、私はサイダー瓶を投げつけた直後、私服の警官に逮捕されたのです。その時間が午後八時五八分でありました。私が今着ている服はのうち、上着はそのときのみです。

そのとき本職は供述人の服装を見分したところ、上着には黒白、黄色の小さな格子じまのシャツを着用していた。

一一、私が石やサイダー瓶を警官に向つて投げつけた場所について、私が警察で作成した図面で説明したいと思います。

このとき本職は司法警察員岡田芳員作成にかかる昭和四十七年五月二九日作成の供述調書末尾添付の供述者作成にかかる「私がケイサツ官に石やピンを投げた図面」と題する図面を示した。

お示めしの図面は私が警察で書いた図面で、(ア)と書いてある所が、私が車をひっくりかえした場所であり、②と書いたところが、消火している警官めがけて石二個を投げつけた所であり、③と書いたところが、私が石二個とサイダー瓶一本を群衆整理の仕事をしている警官めがけて石を投げつけたところです。①と書いたところは、西成警察の私服の警官に石を投げたところです。ここでは、げんこつ位の大きさの石ころを一回投げただけです。私服の警官数人いましたが、どんな仕事をしていたか知りませんが、多分、石を投げたりあばれたりする者を捕らえる仕事であつたでしょう。

一二、このように仕事をしている警官に石やサイダー瓶を投げつけて、仕事のじゃまをしたことは大変悪かったと反省しています。今回のことは、どうかよろしく願います。

○川○吉

右のとおり録取して読み聞かせたところ、誤のないことを申し立て、署名指印した。

供述調書

敬告東京官 河内純一

昭和十四年四月一日生（三三歳）

右の者は、昭和四七年六月二日大阪地方検察庁において、本職に対し、任意次のとおり供述した。

*

*

*

一、私は現在、西成警察署直轄警ら隊副隊長でありますが、本年五月二八日午後八時五十分から同九時一分までの間、大阪市西成区海道町一三番地付近道路上において、部下の直轄警ら隊員一六名をひきいて、同所付近に発生した、放火された車両の消火活動並びにこれを妨害しようとする群衆の規制に従事していたところ、石、瓶、空缶等を投げつけられ、私達の職ムを妨害されましたので、そのことについてお話し致します。

二、私は昭和三三年四月一日大阪府巡査を拝命し、大阪府警察学校に入校し、翌年四月一日から淡路警察署警ら係勤ムを命ぜられ、昭和四五年三月二八日付で現在の西成警察署直轄警ら隊副隊長を命ぜられ現在に至っております。

私の隊の任務は、署長次長の特命事項及び西成警察署管内特にあいりん地区の街頭における不法行為の取締り及びい集事犯の早期発見解消であります。

私がい集事犯と申しましたのは、集団で暴行、傷害、放火、公務執行妨害、道路交通法違反等の犯罪を指し、それらの犯人の検挙と取締まり及び予防を行なうということであります。

直轄警ら隊は田中隊長以下総数六五名であり、私は副隊長として二〇名の部下を指揮し、いわゆる河内小隊の隊長であります。

*

*

*

三、私は本年五月二八日午後五時、夕紹会の任務につき、私以下部下一六名が新今宮警ら連絡所に任務につきました。私の部下である残り四名は山王町警ら連絡所へ待機させました。

夕紹会の警備という任務とは、西成あいりん総合センター付近における夜間の仕事をめぐる手配師と労ム者のトラブルを予防警戒するといふものであります。

午後八時四六分西成警察署にある警備本部より本署へ配置換えの命を受け、私は部下一七名と共に本署へ急行し、午後八時五五分本署裏庭で待機しておりました。

本署へ到着後、ただちに児玉次長より「消防署前で車が焼かれた。消化器を持って直ちに行け」との命を受け、署内配置の消化器七器を持ち、六〇メートル程南の車両火災現場に向かったのです。

四、そのとき私達直轄警ら隊員が着用していた服装について申し上げます。合の制服で色は灰み青色であり、靴は黒の編みあげ靴、左上腕には黒地に真中に白の線が入った腕章をしており、の印が入っております。の直径は七センチで字は赤で書いてあります。

装備としては警棒と拳銃を持っているだけで、帽子も

制帽であり、ヘルメットや私達が略帽と呼んでいる戦闘帽のようなものは着用しておりませんでした。ですから一般人でも、私達が警官であることは直ぐ判ると思います。

五、現場は西成消防署海道出張所の西側道路でありますので、本署からは南へ約六〇メートル位のものであり、私達は午後八時五六分ころには現場に到着致しました。これからは説明の便宜のために、私の部下の巡査部長堀勲が作成した図面に基づいて説明したいと思います。

この時本職は、昭和四七年五月二八日付供述人作成の被害状況報告書末尾添付の現場見取図別添2及び3を示した。

お示しの図面2葉は私の部下の堀巡査部長が、五月二八日事件後作成したものであり、堀巡査部長も私の部下として現場におり、私の指揮を受けておりました。

説明の便宜のため、今は別添2の図面を2の図面、別添3の図面を3の図面と言いたいと思います。

現場に行ってみますと2の図面で日大パチンコ会館と書いた東寄りの道路上〇をしたところにライトバンが燃え上がっております。燃えている車のあたりには、車

を取り巻くように黒山の人ばかりで、その数は大体三〇〇人以上おったと思います。

それで私は部下の者に命じ、群衆をその付近から遠ざけるべく北と南に群衆を移動させ、直ちに車の消火にあたりました。

ですから、そのとき私達が行なっていた職ムは、燃えている車の消火及びその消火活動を妨害するために現場に押しかけようとしている人達を制止すること及び群衆をその場から立ち去らせ、道路の交通を確保することでありました。

その職務のために、そのとき私が取った私の隊の隊形は、2の図面の○●の印のところに隊員を配置させました。●の印は燃えている車の消火、○の印は消火活動を妨害しようとする人々を制止することでありました。私は○の印のところにおりました。ここで現場の番地について申し上げますと、通称三角公園東角付近は海道町一三番地、日大パチンコ店は海道町一九番地、西成消防署海道出張所は海道七番地であります。

六、七人の隊員が一斉に消火活動にかかりますと、一位で鎮火致しました。

消火中は私も消火の方に夢中でしたので、投石などは気がつかなかったのですが、鎮火直後位から私達の方に石が飛んで来ました。

私は2の図で○の印の所一ヶ所にじっとしていたわけではなく、隊員を指示し乍ら北の方に行ったり、南の方に行ったりしていましたが、投石は南、つまり三角公園方面からのものが殆んどでありました。

それで私は鎮火後、消火にあたった隊員を南の方に、三角公園の方に寄せ、3の図面のように配置しました。と言いますのは、三角公園方面から投石する者を公務執行妨害として検挙することと、この方面の交通を確保すべく道路上に一杯になっている群衆を立ち去らせようとしたのです。三角公園方面には総数三〇〇人以上の群衆が、三角公園の中や、三角公園北側道路上や、東側道路上におり、わーわー声を出し乍ら、石や空缶、空瓶等私達の方に、私達を目がけて投げつけていたからであります。私が現認しただけでも、私達が撤収するまでの間にこぶし大位の石が少なくとも二〇個位、空缶が三、四個位、ビール瓶やサイダー瓶などが三、四本位、私達のいるすぐ近くに飛んできて、そのうち私の隊の伝令の小藪巡査の膝辺りに空缶があたりました。

小藪巡査にあたつたことは、私は直接は見ておりませんが、本署に帰ってから報告を受けて知つたのです。投げつけられた瓶は私達の近くに飛んできましたが、直接隊員にあたつたものはありませんが、地面に落ちて割れておりました。

現場付近の明るさについて申し上げますが、西成消防署の海道出張所西側道路上、但馬屋酒店東側道路上等に水銀灯があり、可成り明かるかつたのです。それで隊員は三角公園方面から飛んでくる石や瓶など、体を前後左右にしておりましたので、石や瓶などには当らなかつたのです。

その図面で中の印のところに私がいたのですが、三角公園方面からの投石がはげしいので、その場所一ヶ所にいたのではなく、◎の印、南前の方にもよく行き、隊員を指揮しておりました。

三角公園方面の群衆が、わーという声をあげており、又、投石なども烈しいので、私はこの現場にこのまま止どまれば隊員に負傷者が出ると判断し、消火器を持って撤収しようとしたとき、私服員五、六名が三角公園方面から「防護して下さい」と言い乍ら駆け寄つてきましたので、その私服員を包みこむような形で撤収しました。

その私服員の中には検挙された犯人もいたかも知れませんが、それが誰であるかはみんなが私服でしたので、私には判りません。本署に到着したのは午後九時一分でありました。

時間関係については、本署を出発した時間、到着した時間など伝令の小藪巡査に確認させていますので、正確なものです。距離的な関係について申し上げますと、三角公園方面の任務にあたつた隊員がもっとも三角公園に近づいたときで三角公園東角から一〇メートル位のもので、その後投石が烈しくなるにつれ、徐々に後退、つまり北の方に撤収させて行きました。又、三角公園北角から西成消防署海道出張所まで直線距離で二〇メートル位だと思ひます。勿論、その間にはしゃ断物などではなく、三角公園方面から投げられた石は、直接私達のところに飛んできます。

問、あなたが受けられた命令というのは、鎮火活動に限るわけですか。

答、直接的には鎮火活動であります。三角公園付近の道路上には群衆が多くおり、それが交通の妨害になつてゐることは明らかでありますので、その群衆を道路上から立ち去らせ、交通の確保することも、警官としてあ

るいは警ら隊員として当然の職ムだと考えます。それで私は鎮火後も現場に立ち、隊員を指揮していたのです。

更に鎮火したとは言え、群衆がわーわー声をだして投石などをする不穏な状況でありましたので、その群衆を解散させることも職ムだと考えます。

問、それでは投石などが烈しくなり、撤収しようとした時点以後は、職務としてはどのようなものですか。

答、先程も申しましたように、撤収しようとするとき、私服員五、六名が三角公園の方から「防護して下さい」と言い乍ら私達のところに駆けよって来ましたし、その中には検挙されていた犯人も含まれていたと思いますので、その人達を防護し、身の安全を確保することも私達の職務であると考えます。

問、防護して下さいと言いつつ駆けよってきた私服の中に、検挙された人はおったのですか。

答、私は私服の人達を防護し乍ら本署まで連れ帰り、直ちにその人達とは別れてしまいましたので、その中に検挙された人がいたかどうか確認はできません。防護して下さいと言いつつ私達のところに駆けよってくるのですから、それが私服警官とその私服警官が捕えた犯人だろうと思っております。それでその人達を防護し乍ら

撤収したのでありますから、全く職ムをしていなかったというわけではありません。従って本署へ帰るまでは人の生命、身体を保護する職務の執行中であつたと考えます。

問、先程からあなたは、犯人の検挙、群衆の制止というようなことを言われていますが、その根拠は何ですか。

答、検挙に関しては刑事訴訟法、制止に関しては警察官職務執行法五条だと考えます。

問、現場におつた警官はあなた方一七名だけですか。

答、私達河内小隊が現場に駆けつけるとき、私達のあとに西成署の警ら三課員二〇名足らずが来ていたようですが、私とは指揮系統も違いますので、どこでどのような職務をし、いつ引きあげたのかは知りませんが、私達が本署に帰ったときには既に帰っております。その警ら三課員達の服装も私達と同じ制服ですが、腕章はつけておりません。

問、あなたがあなたの隊を、本件の現場から撤収しようとしたときはどういう状況で本署までかえられたのですか。

答、私達は先程も申しましたように、五、六名の私服員の身を護り乍ら、その私服員らを真中に後部からのふ

い打ちにそなえて、又、前部からの妨害にそなえて、隊員を前後に分けて、進路を妨害するものを排除し乍ら進みました。又、本署までの間の道路上には群衆が溢れていましたので、交通の確保のために、群衆を道路上から排除すべく警告をし乍ら帰ったのです。

問、あなたが隊を西成署まで撤収するというのは、そこで隊を解散させようと思ったからですか。

答、いえ、違います。現場に留まっていたのではヘルメットも着用していない隊員が負傷すると判断し、ヘルメットを着用した上、引き帰り、道路上の交通の確保及び付近の民家の安全確保のために出動しようと考えておりました。したがって、本署に帰ってから直ちにヘルメットを全員着用し、再度出動しました。ただ、群衆は先程の現場である三角公園東角方面から南海電車萩の茶屋駅方面に移動しているとの情報により、その方面に出動したのです。

河内純二

右のとおり録取して読み聞かせたところ、誤のないことを申し立て、署名押印した。

前同日

大阪地方検察庁 検察官検事 辻本三代太郎

(四六頁より)のや！ 資本家、手配師の味方―警察は釜ヶ崎にはいらんのや。―

二五日の異商会の就労契約違反に対する労働者の団交、西成署の不当介入、それへの抗議と弾圧、泥酔者保護という名目のもとでの大量逮捕、それに対する抗議、弾圧：という経過をたどって、闘いは執拗に、広汎にすすめられ、権力Ⅱマスコミ一体となった。扇動者、キャンペーンにもかかわらず、その闘いの標的をあやまたずに、

「手配師・人夫出しのために一切の法律を無視して、人の嫌がる危険な重労働に低賃金で永遠にしばりつけようとする府労働部の釜ヶ崎代官所Ⅱ総合センター、俺たちの有金をしばりとする寄生虫Ⅱ釜ヶ崎悪徳商店、俺たちを従順な羊のように調教するために冷酷なムチをふるう西成警察」

にむけられていった。決して「過激派」の「扇動」によったため長期化(？)したわけではなく、日ごろの抑圧と非人間化にその怒りが爆発し、自らの人間性を奪還すべく、労働者は立ち上がった(裏表紙に続く)

(七三頁より)のである。

この闘いの盛り上がり、権力マスコミの「扇動キャンペーン」のなかで、関西救援連絡センターは奇妙な立場におかれた。

つまり、西成でまかれたビラの中に、私たちが闘争の際に確認する「完全、弁選は救援センターに、電話は三七二〇七七九」という一節が明示されてあったことにより、西成労働者↓救援連絡センター↓新左翼という図式がデッチあげられたのである。黙秘権、弁護士選任権はすべての人に保障されている当然の権利であり、それを大衆的に宣伝し、闘う労働者・学生・高校生・市民の基本的人権を守るのが当センターの任務であるとすれば、こうしたビラが扇町でも大手前公園でも西成でも、どこにおいてもまかれなければならないものである。それと「扇動キャンペーン」をはかることによって、闘いの本質を隠蔽しようとする権力マスコミの悪質な策謀に断固たる抗議をする。

ここで私達の救援活動の原点

一、国家権力による、ただ一人の人民に対する基本的人権の侵害をも、全人民への弾圧であるともみなす。
一、国家権力による弾圧に対しては、犠牲者の思想的信条、政治的見解のいかに問わず、これを救援する。

を再確認し、今後一層激化するだろう救援活動に対する攻撃をはねかえすべく、なお一層の広汎な活動を担わねばならない。

現在、全港湾西成分会によって差し入れ、公判準備などの救援活動が行われている。逮捕者総数七一名、大拘留者一五名、起訴一六名。

西成分会、救援連絡センターによる救援活動に対する妨害は、特に西成署においては想像をこえるはげしいものであり、「勤務時間が終わった」「被疑者の名前がわからないと差し入れできない」等々理由なき理由でもって、弁護士接見、五点セットの差し入れを拒否。これに抗議する人をしめ出すという有様である。(略)
— 関西救援センター第一五号一九七一年六月号より —